

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2003-117216(P2003-117216A)

【公開日】平成15年4月22日(2003.4.22)

【出願番号】特願2001-315353(P2001-315353)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 0 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月12日(2004.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

時間を計測する計時手段と、

該計時手段の計測に基づいて、遊技不可能なモードから遊技可能な通常モードに切り替わる第1切替時間、前記通常モードから遊技不可能なモードに切り替わる第2切替時間、前記第1切替時間よりも前に設定される第1予告時間及び前記第1切替時間後であって前記第2切替時間よりも前に設定される第2予告時間になったか否かを判断し、

前記第1予告時間になると第1予告表示を指示し、前記第1切替時間になると第1モード切替を指示し、前記第2予告時間になると第2予告表示を指示し、前記第2切替時間になると第2モード切替を指示する動作指示手段と、

前記第1予告表示の指示に応じて遊技不可能なモードから遊技可能なモードに切り替わることの第1予告表示を行い、

前記第2予告表示の指示に応じて遊技可能なモードから遊技不可能なモードに切り替わることの第2予告表示を行う情報表示手段と、

前記第1モード切替の指示に応じて弾球遊技機の動作モードを遊技不可能なモードから遊技可能なモードに切り替え、

前記第2モード切替の指示に応じて弾球遊技機の動作モードを遊技可能なモードから遊技不可能なモードに切り替えるモード切替手段と

を備えたことを特徴とする弾球遊技機。

【請求項2】

請求項1記載の弾球遊技機において、

前記第1予告時間又は第2予告時間が複数段階に設定されていることを特徴とする弾球遊技機。

【請求項3】

請求項1または2記載の弾球遊技機において、

前記第2切替時間は遊技店の閉店時間であり、

前記モード切替手段は、前記第2モード切替の指示に応じて前記動作モードを遊技不可能な閉店モードに切り替える

ことを特徴とする弾球遊技機。

**【請求項 4】**

請求項 3 記載の弾球遊技機において、  
前記閉店時間（第2切替時間）に先行する抽選終了時間が設定されていて、  
前記動作指示手段は前記抽選終了時間になると第3モード切替えを指示し、  
前記モード切替手段は、前記第3モード切替の指示に応じて、前記動作モードを特別遊  
技の実行の可否を決める抽選で当たりを発生させない抽選無効モードに切り替える  
ことを特徴とする弾球遊技機。

**【請求項 5】**

請求項 1ないし4のいずれか記載の弾球遊技機において、  
前記第1切替時間は遊技店の開店時間であり、  
前記モード切替手段は、前記第1モード切替の指示に応じて前記動作モードを遊技不能  
の待機モードから遊技可能な通常モードに切り替える  
ことを特徴とする弾球遊技機。

**【請求項 6】**

請求項 1ないし5のいずれか記載の弾球遊技機において、  
前記第1、第2、第3モード切替時間または前記第1、第2予告時間のいずれかを遊技  
店において設定可能としたことを特徴とする弾球遊技機。

**【請求項 7】**

請求項 3 記載の弾球遊技機において、  
前記閉店モードとは発射不可能な状態であることを特徴とする弾球遊技機。

**【請求項 8】**

請求項 3 記載の弾球遊技機において、  
前記閉店モードとは賞球を払出さない状態であることを特徴とする弾球遊技機。

**【請求項 9】**

請求項 5 記載の弾球遊技機において、  
前記待機モードとは発射不可能な状態であることを特徴とする弾球遊技機。

**【請求項 10】**

請求項 5 記載の弾球遊技機において、  
前記待機モードとは賞球を払出さない状態であることを特徴とする弾球遊技機。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

**【課題を解決するための手段および発明の効果】**

上記課題を解決するための請求項1記載の弾球遊技機は、時間を計測する計時手段と、  
該計時手段の計測に基づいて基づいて、遊技不可能なモードから遊技可能な通常モードに  
切り替わる第1切替時間、前記通常モードから遊技不可能なモードに切り替わる第2切替  
時間、前記第1切替時間よりも前に設定される第1予告時間及び前記第1切替時間後であ  
って前記第2切替時間よりも前に設定される第2予告時間になったか否かを判断し、  
前記第1予告時間になると第1予告表示を指示し、前記第1切替時間になると第1モード  
切替を指示し、前記第2予告時間になると第2予告表示を指示し、前記第2切替時間にな  
ると第2モード切替を指示する動作指示手段と、

前記第1予告表示の指示に応じて遊技不可能なモードから遊技可能なモードに切り替わ  
ることの第1予告表示を行い、

前記第2予告表示の指示に応じて遊技可能なモードから遊技不可能なモードに切り替わ  
ることの第2予告表示を行う情報表示手段と、

前記第1モード切替の指示に応じて弾球遊技機の動作モードを遊技不可能なモードから  
遊技可能なモードに切り替え、

前記第2モード切替の指示に応じて弾球遊技機の動作モードを遊技可能なモードから遊技不可能なモードに切り替えるモード切替手段と  
を備えたことを特徴とする

ので、例えば第2モード切替時間として閉店時間を設定し、またその予告時間（第2予告時間）を設定しておけば、予告時間になったときに閉店の予告表示を行って、各遊技客にまもなく閉店になることを確実に予告報知し、遊技終了を促すことができ、閉店時の無用なトラブルを防止できる。そして、閉店時間になったときに遊技可能なモードから遊技不可能なモードに切り替えればよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また第1モード切替時間として開店時間を設定し、その予告時間（第1予告時間）を設定しておけば、予告時間になったときに開店の予告表示を行って、各遊技客にまもなく開店になることを確実に予告報知しできる。そして、開店時間になったときに遊技できないモードから遊技できるモードに切り替えればよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

このようにして、遊技店の閉店時や開店時のトラブルを防止することが可能になる。

なお、第1、第2モード切替時間の他にもモード切替時間を設定してもよい。その場合には、モード切替の指示、その指示に対応して切り替わるモードの種類もモード切替時間に対応した種類数となる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また第1予告時間又は第2予告時間は、請求項2記載のように、各モード切替時間毎にを複数段階で設定してもよい。例えば10分前、5分前、1分前と複数段階に予告することで、予告を確実にできる。

請求項3の構成は閉店時に適用したものであり、請求項1または2記載の弾球遊技機において、前記第2モード切替時間は遊技店の閉店時間であり、前記モード切替手段は、前記第2モード切替の指示に応じて前記動作モードを遊技不能な閉店モードに切り替えるので、閉店時間の適宜前に閉店を予告し、閉店時間になれば入賞等を無効にすることで実質上強制的に遊技を終了させることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

しかし、請求項4記載の弾球遊技機は、請求項3記載の弾球遊技機において、前記閉店時間（第2切替時間）に先行する抽選終了時間が設定されていて、前記動作指示手段は前

記抽選終了時間になると第3モード切替えを指示し、前記モード切替手段は、前記第3モード切替の指示に応じて、前記動作モードを特別遊技の実行の可否を決める抽選で当たりを発生させない抽選無効モードに切り替えるので、閉店間際に大当たりが発生することなく、そのようなタイミングでの大当たり発生に関連するトラブルを防止できる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

特別遊技の実行の可否を決める抽選で当たりを発生させないための処理は、遊技球が始動領域に進入しても抽選を行わない、抽選を行ってもすべて強制的に外れにする、当たり乱数を抜く等によって可能である。

請求項5の構成は開店時に適用したものであり、請求項1ないし4のいずれか記載の弾球遊技機において、前記第1切替時間は遊技店の開店時間であり、前記モード切替手段は、前記第1モード切替の指示に応じて前記動作モードを遊技不能の待機モードから遊技可能な通常モードに切り替えるので、開店時間前に入り口を開けて遊技客を入場させたとしても開店時間になるまでは遊技不能であるから、開店時間前に遊技を始めてしまうことはなく、それに伴うトラブルも発生しない。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項6記載の弾球遊技機は、請求項1ないし5のいずれか記載の弾球遊技機において、前記第1、第2、第3モード切替時間または前記第1、第2予告時間のいずれかを遊技店において設定可能としたので、遊技店毎に自店の営業形態等に合わせて適切なモード切替時間または予告時間を設定できる。